

【各種体制加算の届出書類】

加算名	単位数	内容
行動障害支援体制加算(Ⅱ)	30単位/月	強度行動障害支援者養成研修(実践研修)等を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ常勤の相談支援専門員を1名以上配置した上で、その旨を公表している場合。
行動障害支援体制加算(Ⅰ)	60単位/月	Ⅱの要件に加えて、上の研修修了者が強度行動障害児者(※)に対して直近6月以内において計画相談支援又は障害児相談支援のいずれかを実施している。 ※区分3以上かつ行動障害関連項目が10点以上の者(障害児の場合、児基準が20点以上の者)
要医療児者支援体制加算(Ⅱ)	30単位/月	医療的ケア児等コーディネーター養成研修等を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ常勤の相談支援専門員を1名以上配置した上で、その旨を公表している場合。
要医療児者支援体制加算(Ⅰ)	60単位/月	Ⅱの要件に加えて、上の研修修了者が医療的ケア児者(※)に対して直近6月以内において計画相談支援又は障害児相談支援のいずれかを実施している場合。 ※スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態の者。
精神障害者支援体制加算(Ⅱ)	30単位/月	地域生活支援事業による精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修等を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ常勤の相談支援専門員を1名以上配置した上で、その旨を公表している場合。
精神障害者支援体制加算(Ⅰ)	60単位/月	Ⅱの要件に加えて、上の研修修了者が精神障害者又は精神に障害のある児童に対して直近6月以内において計画相談支援又は障害児相談支援のいずれかを実施している場合、かつ、利用者が通院又は利用する病院等及び訪問看護事業所(療養生活継続支援加算を算定又は精神科重症患者支援管理連携加算の届出をしているもの)における保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されている場合。
高次脳機能障害者支援体制加算(Ⅱ)	30単位/月	高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置した上で、その旨を公表している場合。
高次脳機能障害者支援体制加算(Ⅰ)	60単位/月	Ⅱの要件に加えて、上の研修修了者が高次脳機能障害児者に対して直近6月以内において計画相談支援又は障害児相談支援のいずれかを実施している場合。
ピアサポート体制加算	100単位/月	利用者と同じ目線に立った相談・助言等を行うために必要な人員の配置等が行われている場合。

届出事項		提出書類・添付書類
届出書	必須	・体制加算に関する届出書
研修修了者の配置	必須	・各種該当研修の修了証書 ※ピアサポート体制加算については、研修の実施要綱、カリキュラムの添付も必要
	必須	・勤務形態一覧表(配置状況の確認のため)
研修機会の確保	任意	・研修の実施状況を示した書面(※ピアサポート体制加算に限る)
配置に関する掲示	任意	・掲示場所の写真
配置に関する公表	任意	(例) ・公表されているHP画面のプリントアウト ・事業所パンフレット